砂北九州市公報

発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

月 次

	公告	ページ			
0	大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振 興課】	2998			
0	大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課 】	3 0 0 1			
上下水道局					
0	給水装置工事事業者の指定【上下水道局給水部配水管理課】	3 0 0 3			

北九州市公告第805号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

平成24年11月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 リバーウォーク北九州 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
- 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号 2 大規模小売店舗を設置する者 北九州紫川開発株式会社 北九州市小倉北区室町一丁目2番11号 代表取締役社長 南 政昭 株式会社ダイエー 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 代表取締役社長 桑原道夫 福岡地所株式会社 福岡市博多区住吉一丁目2番25号

代表取締役社長 石井 歓

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の代表者と住所
 - ア 変更前

福岡地所株式会社 代表取締役社長 八木聖二 福岡市博多区住吉一丁目2番25号 株式会社ダイエー 代表取締役社長 桑原道夫 神戸市中央区港島中町四丁目1番1号

イ 変更後

福岡地所株式会社 代表取締役社長 石井 歓 福岡市博多区住吉一丁目2番25号株式会社ダイエー 代表取締役社長 桑原道夫 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

ア 変更前

株式会社シティーヒル 代表取締役社長 中田 勉 ほか109者

イ 変更後

株式会社シティーヒル 代表取締役社長 中田 勉 ほか121者

4 変更の年月日

第3項第1号について 平成23年8月12日 同項第2号について 平成24年10月24日

5 変更する理由

第3項第1号について 代表者の退任及び就任 同項第2号について テナント入れ替えに伴う小売業者の名称及び住所並 びに代表者の変更

6 届出年月日 平成24年11月12日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市小倉北区役所総務企画課
- 8 縦覧期間

平成24年11月16日から平成25年3月15日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年3月15日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第806号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出する ことができる。

平成24年11月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ミスターマックス小倉西港店 北九州市小倉北区西港町11-1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社ミスターマックス 代表取締役社長 平野能章 福岡市東区松田一丁目5番7号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ミスターマックス 代表取締役社長 平野能章 福岡市東区松田一丁目5番7号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年7月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,467平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数377台
 - (2) 駐輪場の収容台数75台
 - (3) 荷さばき施設の面積130平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量 114.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時
- 8 届出年月日平成24年11月7日
- 9 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
 - (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市小倉北区役所総務企画課
- 10 縦覧期間

平成24年11月16日から平成25年3月15日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年3月15日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市上下水道局告示第50号

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月16日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

指定番号	工事店の	代表者	所在地	指定年月日
	名 称			
W - 0 4 4	西日本建 設株式会	永 渕 登 代 子	北九州市若松区今 光二丁目21番7	平成24年 11月15
	社		号	日